

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
- 公金の徴収の事務を委託した件
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件
- 保安林の指定を解除する件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件
- 道路の供用を開始する件

公 告

- 県営土地改良事業の工事が完了した件
- 福島県選挙管理委員会
- 福島県議会議員一般選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日を定めた件
- 福島県人事委員会
- 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和元年五月二十七日救急病院として認定した。

令和元年六月四日

名称	所在地
福島県厚生農業協同組合連合会鹿島厚生病院	南相馬市鹿島区横手字川原二番地
	福島県知事 内堀雅雄 認定有効期限 令和四年五月二六日

（地域医療課）

福島県告示第四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

令和元年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 ニッテレ債権回収株式会社
 - 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
- 三 徴収の事務を委託する期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、梁川町土地改良区から平成三十一年四月十八日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年五月二十八日認可した。

令和元年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、磐城小川江筋土地改良区から令和元年五月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年五月二十八日認可した。

令和元年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所

福島市森合字西平山一の二六

- 二 保安林として指定された目的名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
- 指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字郷戸字瀧ノ脇丁六〇五の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瀧ノ脇丁六〇五の一（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

県道勿来浅川線

東白川郡鮫川村大字赤坂西野字上
八番一地从先から
同 郡同 村大字赤坂西野字上
六番一地从先まで

令和元年六月四日

(道路計画課)

公 告

公告第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、門田第四地区に係る県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）の工事は令和元年五月十四日完了したので公告する。

令和元年六月四日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

令和元年十一月十日執行予定の福島県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定による選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和元年六月四日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊 博

選挙時登録の基準日
令和元年十月三十日（年齢については、令和元年十一月十日）

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月四日

福島県人事委員会
委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第一号
県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表中「同室政策調査課の主幹及び副課長 同室広報課の総括担当の主幹」を「同室政策調査課の主幹及び副課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年六月四日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「皇后」の下に「、上皇、上皇后」を、「皇太子妃」の下に「、皇嗣、皇嗣妃」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和元年五月一日から適用する。

（採用給与課）